

扶桑町議会議案第 5 4 号

扶桑町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
を改正する条例について

扶桑町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例

扶桑町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年扶桑町条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

扶桑町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) （略） (登録) 第4条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。	(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) （略） (登録) 第4条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

新	旧
(代理人による申請) 第 1 2 条 地方自治法施行規則第 <u>1 8 条の 3 第 1 項第 7 号</u> に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 (略)	(代理人による申請) 第 1 2 条 地方自治法施行規則第 <u>1 9 条第 1 項第 1 号ト</u> に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 (略)